

広島県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年三月十九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道鞆松永線	福山市藤江町字天満五一九九番地先から 福山市藤江町字坊涯地五二九七番地先まで	平成三〇年三月五日